

第7章 中小企業

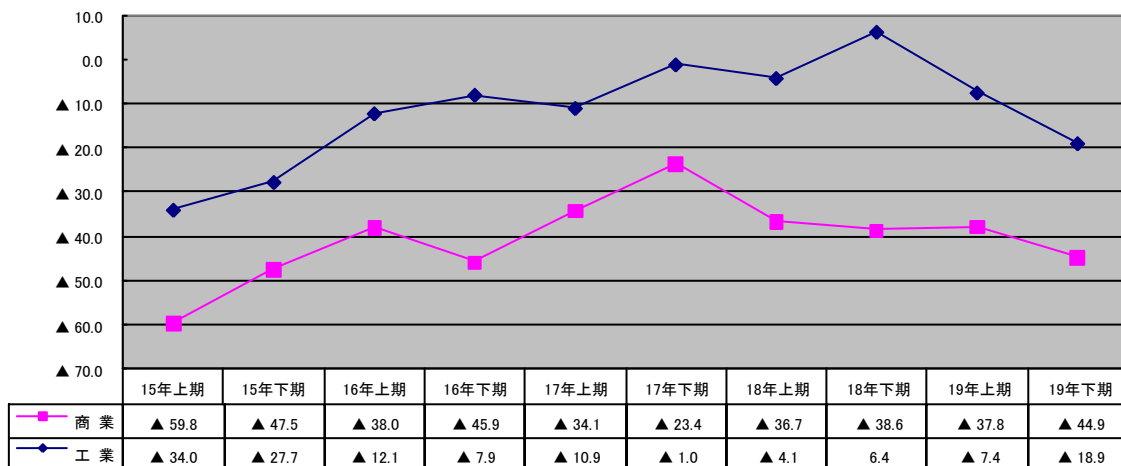
市原市の中小企業

わが国の経済情勢は、平成 20 年度中小企業白書によると、バブル崩壊後の長期の低迷状態から脱却し、2002 年から息の長い景気回復を続けてきたものの、業種間や地域間で景況感にばらつきがあり、足下ではアメリカ経済の減速等から景気の下振れリスクが高まっていることから、回復が足踏み状態となっている。とりわけ、中小企業の経営環境は、原油・原材料の価格高騰等の影響を受けて厳しさを増している。

本市においても、平成 19 年度の業況 D I 値は原油・原材料の価格高騰等の影響を受けやすい工業において悪化に転じており、商業においても依然として悪化傾向にある。(図-1)

また中小企業は、少子高齢化・人口減少の進展、グローバルな競争の激化など、構造的な課題を抱えており、その対応を迫られている。

図-1 業況 D I 値の推移 (平成 15 年以降)



平成 19 年度市原市景気動向調査報告書

※業況 D I 値

業況とは個々の企業または産業の景気状況をさす。D I 値とは景気判断指数を指し、ゼロを基準としてプラスの値が多いと景気が上向き傾向であり、マイナスの値が多いとその逆となる。

中小企業等の定義 (中小企業基本法第 2 条)

	業 種	資本金規模・従業員数規模
中小企業	製造業・その他	3 億円以下 または 従業員数 3 0 0 人以下
	卸 売 業	1 億円以下 または 従業員数 1 0 0 人以下
	小 売 業	5 千万円以下 または 従業員数 5 0 人以下
	サービス業	5 千万円以下 または 従業員数 1 0 0 人以下
小規模企業者	製造業・その他	従業員 2 0 人以下
	商業・サービス業	従業員数 5 人以下

I. 事業所の現状

1. 市内の事業所数

「平成18年事業所、企業統計調査」によると、市内の事業所数は8,575事業所である。

産業（大分類）別では、少人数の事業所の割合が高いのは、「飲食店・宿泊業」「卸売・小売業」「不動産業」「サービス業」であり、多人数の事業所の割合が高いのは、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

従業者規模別では、従業者数が「20～29人」「30～49人」の事業所以外は全て減少しており、市内の事業所数は減少している。（表I-1、表I-2）

表I-1 産業(大分類)別・従業者規模別事業所数

従業者規模(人) 産業分類	総数	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～199	200～299	300以上	派遣・下請従業者のみ
全産業	8,575	4,494	1,699	1,165	505	370	191	64	24	27	36
農業	29	14	5	5	4	1	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,091	436	280	223	66	59	21	5	1	-	-
製造業	449	125	98	79	40	45	23	15	7	17	-
電気・ガス・熱供給・水道業	21	1	5	4	1	6	2	2	-	-	-
情報通信業	23	7	5	2	-	7	-	1	1	-	-
運輸業	298	41	40	78	58	38	31	9	1	2	-
卸売・小売業	2,198	1,172	496	328	119	42	25	7	7	-	2
金融・保険業	83	32	14	18	11	6	2	-	-	-	-
不動産業	266	211	45	8	2	-	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	1,422	965	233	133	51	34	4	-	-	-	2
医療、福祉	454	149	137	72	25	32	21	10	1	3	4
教育、学習支援業	368	172	45	57	47	31	14	-	-	1	1
複合サービス事業	59	19	22	12	-	2	2	1	-	1	-
サービス業	1,763	1,135	261	139	77	60	44	13	5	2	27
公務	47	13	11	7	4	7	2	1	1	1	-

平成18年事業所、企業統計調査、市原の事業所(統計調査室)

表I-2 従業者規模別年次別事業所数

区分	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	対前回増減 比	H18構成比 (%)
総数	9,093	9,389	9,127	8,575	-6.05%	100.00%
1～4人	4,950	5,054	4,846	4,494	-7.26%	52.41%
5～9人	1,961	1,901	1,872	1,699	-9.24%	19.81%
10～19人	1,127	1,233	1,219	1,165	-4.43%	13.59%
20～29人	442	503	494	505	2.23%	5.89%
30～49人	316	375	346	370	6.94%	4.31%
50～99人	184	195	210	191	-9.05%	2.23%
100人以上	113	128	121	115	-4.96%	1.34%
派遣・下請従業者のみ	-	-	19	36	89.47%	0.42%

平成18年事業所、企業統計調査、市原の事業所(統計調査室)

2. 市内の従業者数

「平成 18 年事業所、企業統計調査」によると、市内の従業者数は 106,201 人である。

産業（大分類）別では、小規模事業所の従業者数の割合が多いのは、「建設業」「卸売・小売業」「不動産業」であり、大規模事業所の従業者数の割合が多いのは、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「運輸業」「サービス業」である。

従業者規模別では、従業者数が「20～29 人」「30～49 人」の事業所の従業員以外は全て減少しており、市内の従業者数は減少している。（表 I－3、表 I－4）

表 I－3 産業(大分類)別・従業者規模別従業者数

従業者規模(人) 産業分類	総数	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～199	200～299	300以上
全産業	106,201	9,862	11,166	15,811	12,038	14,102	12,822	9,000	5,798	15,602
農業	286	39	32	63	103	49	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	14	1	13	-	-	-	-	-	-	-
建設業	11,930	1,057	1,869	3,000	1,568	2,253	1,393	575	215	-
製造業	21,047	319	671	1,050	976	1,712	1,588	2,213	1,719	10,799
電気・ガス・熱供給・水道業	807	2	34	63	26	266	139	277	-	-
情報通信業	698	20	34	23	-	250	-	164	207	-
運輸業	8,701	99	266	1,110	1,398	1,463	1,939	1,240	244	942
卸売・小売業	19,329	2,715	3,290	4,453	2,812	1,616	1,723	1,006	1,714	-
金融・保険業	1,030	78	86	269	263	214	120	-	-	-
不動産業	846	416	273	105	52	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	7,989	2,069	1,484	1,761	1,201	1,188	286	-	-	-
医療、福祉	8,852	330	896	973	596	1,230	1,413	1,434	256	1,724
教育、学習支援業	4,934	317	321	804	1,124	1,122	868	-	-	378
複合サービス事業	1,100	60	147	140	-	87	163	152	-	351
サービス業	16,915	2,324	1,682	1,914	1,828	2,355	3,022	1,824	1,170	796
公務	1,720	13	68	83	91	297	168	115	273	612

平成 18 年事業所、企業統計調査、市原の事業所(統計調査室)

表 I－4 従業者規模別年次別事業所従業者数

区分	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	対前回増減比	H18構成比(%)
総数	107,633	116,492	111,239	106,201	-4.53%	100.00%
1～4人	11,415	11,596	10,998	9,862	-10.33%	9.29%
5～9人	12,848	12,484	12,265	11,166	-8.96%	10.51%
10～19人	15,345	16,786	16,605	15,811	-4.78%	14.89%
20～29人	10,496	11,974	11,672	12,038	3.14%	11.34%
30～49人	11,987	14,111	13,059	14,102	7.99%	13.28%
50～99人	12,349	13,100	14,247	12,822	-10.00%	12.07%
100人以上	33,193	36,441	32,393	30,400	-6.15%	28.62%

平成 18 年事業所、企業統計調査、市原の事業所(統計調査室)

Ⅱ. 中小企業を対象とした事業

中小企業の活性化を図るため、中小企業基本法第2条で規定した中小企業等の支援を行っている。

1. 中小企業資金融資制度

(1) 市原市中小企業資金融資制度

① 制度の概要

本市では、市内中小企業者の振興を目的として融資制度を設けている。また、本制度により融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行い、利用者の負担軽減を図っている。(表Ⅱ-1～4)

資金の種類	融資対象者
事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業を営み、市税を滞納していない者 ・事業上の運転資金又は設備資金を必要としている者 <p>※上記要件は、創業資金を除く他の資金に共通する。</p>
設備近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市が指定する業種を営み、商業地域又は近隣商業地域内において設備投資をする者
小規模事業資金 (小口零細企業保証対応資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の者)
経営安定化資金 (市長特認資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> a セーフティネット保証対応資金 中小企業信用保険法第2条第3項各号に基づく市の認定を受けた者 ※資金繰り円滑化借換保証制度は適用外 b 大型店進出対策資金 大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者 c アスベスト対策資金 アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者
創業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していない者で、次のaかbのいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> a 市内で創業して5年未満の中小企業者 b これから市内で事業を営もうとする者で、次に掲げる要件の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 借入金額と同額以上の自己資金を有する者 1 ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者、又は2ヶ月以内に新たな会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する者

問 合 先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2851
-------	-------------------------------

表Ⅱ-1 市原市中小企業資金融資制度の一覧表(平成20年4月1日現在)

資金の種類	種別	限度額	融資期間 (据置期間)		融資利率	利子 補給率	取扱金融機関
事業資金	運転	3,000万円	5年以内	(6ヶ月)	1年以内 2.3%	1.7%	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 千葉信用金庫 館山信用金庫
	設備	5,000万円	10年以内	(12ヶ月)	1年を超え 7年以内 2.9%		
設備近代化資金	設備	8,000万円	10年以内	(12ヶ月)	7年を超え 10年以内 3.1%	2.0%	
小規模事業資金	運転	1,250万円	5年以内	(6ヶ月)	1年以内 2.1%	1.7%	
	設備		10年以内	(12ヶ月)	1年を超え 7年以内 2.7%		
経営安定化資金	運転	1,250万円	5年以内	(6ヶ月)	7年を超え 10年以内 2.9%	2.0%	
	設備		10年以内	(12ヶ月)	2.9%		
創業資金	運転	2,500万円	5年以内	(6ヶ月)			
	設備		7年以内	(12ヶ月)			

表Ⅱ-2 市原市中小企業資金融資制度の資金別融資実績

資金名		17		18		19	
		件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
事業資金	運 転	119	1,336,400	360	4,814,650	361	4,681,870
	設 備	56	740,540	113	1,701,515	84	1,237,270
設備近代化資金	設 備	1	14,500	4	175,500	2	51,000
特別小口資金	運 転	25	113,000	13	59,070	1	6,000
	設 備	14	52,900	4	12,400	2	5,730
小規模事業資金	運 転	/				38	165,800
	設 備	/				12	47,880
経営安定化資金	運 転	0	0	0	0	15	145,500
	設 備	/		0	0	2	16,910
独立開業資金	運 転	2	4,420	1	3,500	0	0
	設 備	3	22,000	2	18,000	0	0

創業支援資金	運 転	0	0	0	0	0	0
	設 備	0	0	0	0	0	0
創 業 資 金	運 転					7	34,400
	設 備					1	1,600
合 計		220	2,283,760	497	6,784,635	525	6,393,960

(注) 平成19年10月1日より特別小口資金を小口零細企業保証制度に対応した小規模事業資金へ移行し、独立開業資金、創業支援資金を統合し、創業資金とした。19年度の特別小口資金、独立開業資金、創業支援資金のデータは9月30日までであり、小規模事業資金と創業資金のデータは19年10月1日以降のものである。

表Ⅱ－3 市原市中小企業資金融資制度の業種別融資実績

業 種	17		18		19	
	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
建 設 業	88	886,040	181	2,413,350	205	2,418,090
製 造 業	16	174,800	31	424,160	31	457,500
情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0
運 輸 業	13	302,100	48	723,200	44	615,900
卸 売 ・ 小 売 業	34	311,300	92	1,267,550	106	1,234,410
サ ー ビ ス 業	45	460,720	102	1,396,575	63	703,550
保 険 業	0	0	0	0	1	1,500
教育・学習支援業	0	0	0	0	4	25,000
医 療 ・ 福 祉	0	0	0	0	15	250,210
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	11	40,100	26	167,700	28	269,050
不 動 産 業	13	108,700	17	392,100	28	418,750
合 計	220	2,283,760	497	6,784,635	525	6,393,960

表Ⅱ－4 市原市中小企業資金融資制度の利子補給件数及び金額

年度	利子補給 件数(件)	利子補給金額(円)
17	890	84,082,076
18	1,141	107,614,577
19	1,568	176,989,702

② 取扱金融機関貸付金

中小企業の資金調達に係る負担軽減を図るため、中小企業資金融資取扱金融機関へ貸付原資の一部を預託し、低利での融資を実行している。取扱金融機関では、市からの預託金と自己資金を合わせて貸付原資にしている。(表Ⅱ－５)

表Ⅱ－５ 市原市中小企業資金融資取扱金融機関貸付金額

年度	貸付金額(千円)
17	1,360,000
18	1,360,000
19	1,470,000

③ 代位弁済

代位弁済とは万一、何らかの事情で資金融資を受けた中小企業者が返済できなくなった場合に、千葉県信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に借入金を返済することであり、本市は「市原市中小企業資金融資規則」に基づき、代位弁済額の2割以内の額を千葉県信用保証協会に対して補てんしている。(表Ⅱ－６)

表Ⅱ－６ 市原市中小企業資金融資制度の代位弁済件数及び金額

年度	件数(件)	代位弁済額(円)	損失補償額(円)	損失補償金回収額(円)
17	6	30,679,927	3,131,589	531,153
18	6	15,575,179	2,204,676	355,998
19	4	25,039,311	4,349,731	281,646

(2) 商工組合中央金庫貸付金

市内に事業所もしくは営業所を有する中小企業協同組合、その他の中小企業団体及び構成員に対する事業資金融資の円滑化を図るため、政府から出資を受けて中小企業政策の一翼を担っている政府系金融機関である商工組合中央金庫に対し、融資原資として貸し付けを行っている。(表Ⅱ－７)

表Ⅱ－７ 商工組合中央金庫貸付金額・貸出状況

年度	貸付金額(千円)	貸出件数(件)	貸出金額(千円)
17	30,000	186	4,742,000
18	30,000	215	4,268,000

19	30,000	197	4,980,000
----	--------	-----	-----------

2. セーフティネット保証

本制度は、災害や取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、信用保証協会の保証料率の軽減や保証限度額の別枠化を行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための国の制度で、次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。

(表Ⅱ－８～９)

表Ⅱ－８ 中小企業信用保険法第2条第4項各号の認定基準

種類	認定事由
1号 (再生手続申立等)	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号 (事業活動の制限)	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号 (地域及び業種)	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号 (地域)	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号 (業種)	(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号 (破綻金融機関等)	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号 (金融取引の調整)	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
8号 (貸付債権の譲渡)	RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

表Ⅱ－９ 中小企業信用保険法第2条第3項各号の業種別認定件数（平成19年度）

(単位：件)

業種	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	合計
建設業	0	0	0	0	69	0	5	0	74
製造業	0	0	0	0	2	0	0	0	2
小売業	0	0	0	0	1	0	1	0	2

卸 売 業	0	0	0	0	2	0	0	0	2
運 輸 業	0	0	0	0	10	0	0	0	10
飲 食 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	2	0	0	0	2
不 動 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	86	0	6	0	92

3. 中小企業相談所の運営支援

市原商工会議所が行う中小企業者への経営全般に関する相談業務等に必要な経費を補助する。(表Ⅱ-10)

対象者	市原商工会議所
内 容	(1) 経営、労務、情報化等の改善に関する講習会、研修会の開催 (2) 税務、経理に関する指導事業 (3) 特別相談員による専門相談事業 (4) 中小企業の情報化のための講習会セミナーの実施など
問合先	商業観光課 商業振興班 電話(22)1111 内線2861

表Ⅱ-10 市原商工会議所会員数の推移

(単位：人)

	17年度	18年度	19年度
対 象 者 数	8,835	8,835	8,835
会 員 数	2,356	2,336	2,302
新 規 加 入 者 数	141	101	90
脱 退 者 数	129	121	124
増 減	12	▲20	▲34
加 入 率 (%)	26.7	26.44	26.06

市原商工会議所調べ

4. 企業立地奨励金

平成18年3月に「市原市企業立地促進条例」を改正し、工場や研究所の新設及び増設に対して、奨励金を交付して企業誘致の促進を行っている。特に中小企業者については、大手企業より交付要件を緩和し、企業立地の支援を行っている。(詳細は88ページ)

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 対象施設の投下固定資産額が1億円以上 (2) 対象施設で事業従事者が10人以上 (3) 対象施設が公害等の防止措置がなされ、周辺環境に配慮されていること
内容	(1) 対象地域 ①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④市長が指定した地域 (2) 対象施設 ①工場 ②研究所 (3) 交付される奨励金 ①交付額 対象施設に係る各年度における固定資産税相当額(5年間を限度とし、総額5億円まで)
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2851

5. 企業OB人材活用事業

臨海部企業等の退職者が持つ技術、知識及び経験を活用することにより、中小企業の活性化を図るため、平成17年度よりセミナーや協議会等を行っている。(表Ⅱ-13)

対象者	(1) 臨海部企業等の退職者 事務関連、現場関連など、特定の分野で優れた実績のある企業の退職者等 (2) 中小企業等 市内に事業所有する中小企業者。参加企業の業種は問わない。
内容	(1) OB人材バンク 技術、知識及び経験を持つ企業等の退職者が登録する、商工会議所の「OB人材バンク」の利用促進を図るため、臨海部企業を中心に退職者等の推薦を依頼するとともに、中小企業者にバンクの情報提供を行う。 (2) 企業等の退職者と中小企業等とのマッチング 中小企業のニーズと、企業等の退職者の技術や経営ノウハウによる支援がマッチングすることを目的とし、臨海部企業等の退職者と、市内の中小企業者等との交流機会を設ける。
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2852

表Ⅱ-11 企業OB人材活用事業実績(平成19年度)

内 容
<p>テーマ 「今後のOB人材活用について」</p> <p>日 程 平成20年2月18日</p> <p>場 所 市原市勤労会館</p> <p>参加者 22名</p> <p>(1)「中小企業支援活動における企業OBの活動状況」</p> <p>講師 (財)千葉県産業振興センター 広域連携コーディネーター 西本 堯史</p> <p>中小企業はワンランク上の経営を目指すために企業OBの支援を求めている。企業OBが参加できる場としては、OB人材バンクやNPO組織がある。</p> <p>企業OBとして失敗するケースは①現役時代の実績を強調しすぎる②自分の考えを押し付けすぎ、説教調になる③自らは動かず、口だけ出す、などである。</p> <p>(2)「定年延長制度下での企業OBのあり方」</p> <p>講師 シニアライフ(定年退職)アドバイザー 宮本 厚士</p> <p>今後、団塊世代の大量退職が始まるが、企業は退職者に対し、福利厚生の一環として、在職中から定年退職後の準備について啓蒙すべきである。</p> <p>企業の役割は定年まで雇用すれば終わりというものではなく、定年前教育の充実、定年後の就労情報の提供、ボランティアなどの情報提供など、社員の意識改革の役割を担っていくことが求められている。</p>

6. 製造業人材育成事業

本市製造業の優れた技能、技術を継承し、厳しい雇用情勢に置かれている求職者の中から、実務形式の実習を通じて、優秀な人材を育成することを支援している。(表Ⅱ-14)

対象者	(1) 事業所 市内で1年以上継続して同一業を営み、技能、技術の継承問題を抱えている製造業者 (2) 従事者 市内に在住し、製造業に就労を希望している求職者
内 容	製造業者を選考後、実習生となる求職者を募集選考する。実習生は6ヶ月の期間中に、基本的な技能、技術の習得や社会人としての心構え等を学ぶ。
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2852

表Ⅱ-12 製造業人材育成事業実績

年 度	事業所(社)	実習生(人)	正社員になった人数(人)	事業費(千円)
15	2	2	2	1,130
16	3	3	3	1,132
17	3	3	3	1,039
18	3	3	3	890

19	2	2	0	593
----	---	---	---	-----

7. ISO認証取得事業補助金

経営基盤と品質・環境管理体制の強化に取り組む中小企業を支援するため、平成15年度からISO認証取得事業に対する補助金を交付することとしている。(表Ⅱ-15)

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 本市で1年以上継続して製造、営業等の活動を行っている事業所を有していること (2) 市税を完納していること (3) 本補助金の交付を受けたことがないこと ※ISO認証取得日から6ヶ月以内に申請を行うこと。
内容	(1) 補助対象事業 ①「ISO9001」の認証取得事業 ②「ISO14001」の認証取得事業 (2) 補助対象経費 ISOの審査登録機関に支払う審査料等の総額から、国、他の地方公共団体、その他団体の助成額を差し引いた額 (3) 補助金額 補助対象経費の2分の1(限度額50万円)
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2852

表Ⅱ-13 ISO認証取得事業補助金交付実績

年度	件数(件)	交付額(千円)
15	—	—
16	—	—
17	1	377
18	2	810
19	2	971

※ISO

International Organization for Standardization の略で、日本語では『国際標準化機構』という。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間非営利団体である。各国から代表的な標準化団体1団体が参加を認められており、日本からは『日本工業標準調査会(JISC)』が参加している。

ISO 9001 とは、組織が品質マネジメントシステムを実施、維持し、継続的に改善するために要求される規格。

ISO 14001 とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。

8. 中小企業研究開発費補助金

競争力や特色を持つ新製品・新技術の開発に取り組む中小企業に対して補助金を交付している。(表Ⅱ-14)

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 日本標準産業分類で規定する製造業又は製造小売業を営む者 (2) 市税を完納していること (3) 国、他の地方公共団体、その他団体から研究開発に係る助成を受けていないこと
内容	(1) 補助対象事業 ① 新製品の研究開発 ② 既製品に著しい改良を加える研究開発 ③ 生産、加工、工作等に係る新技術の研究開発 (2) 補助対象経費 ① 原材料または副材料の購入に要する経費 ② 機械装置の購入または借入に要する経費 ③ 工具、器具等の購入または借入に要する経費 ④ 外注加工に要する経費 (3) 補助金額 補助対象経費総額の2分の1以内
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2852

表Ⅱ-14 中小企業研究開発費補助金交付実績

年度	件数(件)	交付額(千円)
14	1	792
15	2	1,000
16	—	—
17	1	626
18	1	479
19	—	—

9. 中小企業の交流促進

既存事業の拡大、新規事業への進出を促す機会を設けることにより、中小企業の振興を図るため、次の交流促進事業を実施している。(表Ⅱ-17)

事業名	内容
製造業活性化セミナー	製造業の今後の方向性や経営のあり方に関する学識経験者や実践経験者による講演会、講習会
産学官交流	新技術、新製品の研究など、企業の開発力強化を目的とする事業所、教育機関及び市との交流会
異業種交流	情報交換とビジネスチャンスの拡大など、企業の経営支援を目的とする多様な業種の関係者による交流会
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2852

表Ⅱ-15 中小企業交流促進事業実績(平成19年度)

事業名	内容
製造業活性化セミナー	<p>テーマ「気候変動と政策～製造業の地球温暖化対策」</p> <p>日程 平成19年11月14日(水)</p> <p>場所 市原商工会議所</p> <p>出席者 13名</p> <p>講師 東京女学館大学 教授 本多 泰洋</p> <p>概要 製造業の地球温暖化対策についての講演</p> <p>(1) 温暖化のメカニズム・地球環境に関する影響・人間の生活に対する影響など、現在の地球温暖化について多角的に説明。</p> <p>(2) 世界及び日本における温暖化対策、企業の温暖化対策に関する事例の紹介。</p> <p>(3) 国及び民間による企業の温暖化対策に関する支援制度の紹介。</p>
産学官交流	<p>日程 平成20年3月21日(金)</p> <p>場所 国立大学法人千葉大学 産学連携・知的財産機構</p> <p>出席者 11名</p> <p>概要 千葉大学における産学官連携事業の説明及び共同研究事例の説明。</p> <p>(1) 産学官連携事業の説明</p> <p>①人員 教員14名、事務員14名、民間専門家17名</p> <p>②実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術相談、技術指導⇒無料 ・大学施設の活用 ・共同研究、受託研究

	<ul style="list-style-type: none"> ・特許のライセンス、譲渡 ・インターンシップ ・自治体との連携事業 <p>共同研究や委託研究など、連携事業に関しては産学連携・知的財産機構を窓口として要望にあった教授を探すことができる。事前相談までは無料。</p>
異業種交流	<p>テーマ「ビジネスプラン発表会&経営革新セミナー」</p> <p>日 程 平成19年11月21日(水)</p> <p>場 所 市原商工会議所</p> <p>出席者 36名</p> <p>○第一部 セミナー</p> <p>テーマ 『中小企業新事業活動促進法を活用した新分野進出の成功条件』</p> <p>セミナー講師 小川 守 セールスプロモーション研究所所長</p> <p>中小企業新事業活動促進法を活用した新分野進出の成功条件と題し、「新事業活動の定義（経営革新の定義）」、「支援フロー」と「革新ポイント」、「新分野進出の成功条件」等についての説明を行う。</p> <p>○第二部 ビジネスプラン発表</p> <p>新たなビジネス展開に取り組んでいる市原市の中小企業4社による事業展開プラン発表を行う、また終了後名詞交換会を実施した。</p> <p>(1) (有)トレス環境システム「トレス・クリーンアップシステム」</p> <p>使用済みOA機器類を中心に回収し、消去ソフトによるデータ消去、専用機による HDD 破壊を前処理として中古パソコンの販売とレアメタルを主体にしたリサイクル事業を行っている。現在引き取り物件が関東一円の企業・自治体・個人ユーザーの使用済み品であるが、商品仕入れの安定性を確保することが当面する課題となっている。今回地元県内の企業・自治体関係の顧客拡大のため「トレス・クリーンアップシステム」を作成し、宣伝・営業開拓を本格的にスタートさせる。当システムの特徴は、1. 個人情報・機密情報の安全な消去・破壊を行い、証明書を発行（情報セキュリティ）2. 消去後、活用できるものは再生販売（リユース促進）3. 再生不能のものは解体分別し、レアメタルを中心に資源リサイクルする（リサイクル促進）。顧客にとっては最も気掛かりな情報漏えいの問題が解決し、また世界的な原材料不足の中でレアメタルは今後益々需要が拡大する見込みの中で、使用済みOA機器等にはレアメタルが大量に使用されており、鉱石からの回収よりも金・銀・銅などの含有品位が高くレアメタルが効果的に回収出来、リサイクルできるシステムとなっている。</p> <p>(2) (株)エフピージャパン「モーゲージサポート」</p> <p>不動産・ビルダー業者の多くは、顧客の購入用住宅ローンの手配を代行しているが、本来業務ではないこの手続き代行で業者・購入者には次の問題が生じている。業者の問題は、1. かなりの手間になり、本来業務に支障をきたす2. 住宅</p>

	<p>ローン審査が通らず販売チャンスを逃す、購入者の問題は、1. 代行手数料がかかることが多い2. 金融機関を比較できず有利なローンを選択できない、などの問題がある。</p> <p>当社は業者の代行をすることで上記の問題解決を図り、手数料を徴収するビジネスモデルを構築。具体的には、業者のメリットは、1. 本来業務に集中できる2. 専門家（当社）による手続きによりローン審査が通る確率が上がり販売促進につながる、購入者のメリットは1. 本サービスの利用には費用が掛からない2. 金融機関を比較・選択できるので有利なローンで借入できる、などがある。</p> <p>(3) (株)東京電子サービス「生ゴミ処理機の開発」</p> <p>当社は生ゴミ処理機「スーパーアクアディスポイザー」を開発。特徴は、1. 処理後の残存物が出来る限り少なく環境を害さない2. 価格がリーズナブル3. コンパクト4. 従来方式より短時間で処理が完了、などであり、処理後には無色透明な水のみとなり、固形残渣物は残らず、処理段階での完全無臭化、ランニングコストが低いことなども特徴となっている。</p> <p>(4) (有)石田整美堂「動脈産業（看板業）と静脈産業（産業廃棄物業）との融合」</p> <p>大手企業が求める法律重視・安全性や環境問題に対応して、看板書き換え等において排出される廃棄物の処理・リサイクルの確立を目指し、産業廃棄物収集運搬業を取得した。</p> <p>廃棄物を産廃業者任せにするのではなく、社内での徹底した分別・適正処理を行った結果、本来処理費が掛かっていたものを有価物として販売することによって一般管理費抑制につなげるだけでなく、収益として計上している。大手企業が求めるコストダウンに貢献し、また業として産業廃棄物に関わる仕事をする事により「安全性」や「信用力」もアップした。今後は、季節により受注状況がかなり変動する看板業界の特性にあわせ、閑散期には廃棄物の収集や分別に廻すことにより社員の安定的な雇用に貢献していく。あわせて、産廃事業においては廃看板に特化することにより、同業他社のゴミ処理問題に貢献していく。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

10. 中小企業退職金共済掛金補助金

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付し、中小企業者の退職金共済制度への加入を奨励している。(表Ⅱ-16~18)

対象者	<p>次の要件のいずれにも該当する中小企業者</p> <p>(1) 市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p> <p>(3) 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの期間に、新規加入又は追加加入の退職金共済契約を締結し、契約締結後12ヶ月間引き続き掛金を納付している者</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

内 容	(1) 補助対象額 新規又は追加加入者一人につき、支払った12ヶ月分の掛金額で、72,000円を限度とする。 (2) 補助金額 補助対象額に100分の25を乗じた額
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話(22)1111 内線2851

※退職金共済制度

優秀な人材の確保や従業員の勤労意欲の向上のためにも、退職金制度は重要な制度であるが、独自に従業員の退職金をもつことが困難な中小企業も多く、退職金共済制度は、こうした中小企業のための社外積み立て型の制度であり、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度などがある。

【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金法」に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）が運営しており、事業主が中退共と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって中退共から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-19）

【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、事業主が、所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工会連合会等）と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって特定退職金共済団体から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-20）

表Ⅱ－16 市原市中小企業退職金共済掛金補助金交付実績

年 度		15	16	17	18	19
中退共 ※1	事業所数	79	71	69	77	90
	被共済者数(人)	207	162	273	251	283
	交付金額(円)	3,155,985	2,565,000	4,300,745	3,847,500	4,142,950
特退共 ※2	事業所数	43	47	44	51	42
	被共済者数(人)	169	172	131	131	104
	交付金額(円)	2,398,500	2,466,000	1,868,250	1,866,000	1,332,000
合 計	事業所数	122	118	113	128	132
	被共済者数(人)	376	334	404	382	387
	交付金額(円)	5,554,485	5,031,000	6,168,995	5,713,500	5,474,950
※1 中退共＝独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度						
※2 特退共＝市原商工会議所、千葉県中小企業団体中央会が実施する特定退職金共済制度						

表Ⅱ－17 市内中小企業の中小企業退職金共済制度加入状況

年 度	15	16	17	18	19
事業所数	430	545	534	439	436
被共済者数(人)	3,146	3,315	3,459	4,029	4,049
問 合 先	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-3436-0151 (代表)				

表Ⅱ－18 市内中小企業の特定退職金共済制度加入状況

① 市原商工会議所

年 度	15	16	17	18	19
事業所数	333	329	300	291	277
被共済者数(人)	1,912	1,919	1,830	1,763	1,693
問 合 先	市原商工会議所 TEL 0436-22-4305				

② 千葉県中小企業団体中央会

年 度	15	16	17	18	19
事業所数	13	18	19	20	13
被共済者数(人)	87	120	118	118	77
問 合 先	千葉県中小企業団体中央会 TEL 043-242-3277				

11. 中小企業従業員表彰

市内中小企業の発展に関して功労のあった従業員を表彰し、その労に報いるとともに市内中小企業の振興に寄与することを目的に、毎年表彰式を開催している。

対象者	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。ただし、以前に表彰を受けたことのある者及び使用者（取締役、監査役、その他の経営者）を除く。 (1) 技術の研究開発、改善、導入等に積極的に努力し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (2) 経営管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (3) 労務管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (4) 同一の中小企業に永年（満25年以上）勤務し、かつ、勤労者として他の模範となる者
内容	毎年1回勤労感謝の日を記念して、原則その前日に行い、被表彰者は毎年5名以内とする。
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話（22）1111 内線2851

12. 中小企業新入社員講習

市内の中小企業の新入社員を対象に、社会人としての基本的な職業能力の形成及び向上を支援するため、マナーや接遇など（新入社員セミナー）をはじめ、意識の持ち方やビジネスコミュニケーション能力の向上（フォローアップセミナー）のための講習を、市原商工会議所と連携して開催している。（表Ⅱ-21）

対象者	市内中小企業の新入社員
内容	年2回（4月・10月） (1) 新入社員セミナー（マナーや接遇等） (2) フォローアップセミナー（意識の持ち方、ビジネスコミュニケーション能力の向上等）
問合せ先	工業振興課 工業振興班 電話（22）1111 内線2851

表Ⅱ－19 中小企業新入社員講習内容及び受講者数

(単位：人)

年 度	内 容	受講者数	合 計
15	新入社員セミナー	39	59
	パワーアップセミナー	20	
16	新入社員セミナー	38	54
	パワーアップセミナー	16	
17	新入社員セミナー	31	59
	パワーアップセミナー	28	
18	新入社員セミナー	28	57
	フォローアップセミナー	29	
19	新入社員セミナー	50	71
	フォローアップセミナー	21	